

仕 様 書

1. 件名 小型貨客自動車（奄美５００さ４４７０）２４ヶ月定期点検整備
2. 施行場所 請負者工場
(※ただし、自動車の引渡は西之表港湾事務所名瀬港出張所にて行うものとする。)
3. 履行期限 令和８年８月２９日
実施日については当局係員と調整するものとする。

4. 対象物件 小型貨客自動車（日産 セレナ DAA-GC27 令和１年購入）

5. 点検整備内容

法定２４ヶ月定期点検及び継続検査

継続検査において、継続検査手続き、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料（２４ヶ月）についての手続き１式も請負者において実施するものとし、完了後はすみやかに当局係員へ当該自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書を引き渡すものとする。

なお、当局は国の機関で検査手数料（印紙代）は不要である。

大分類	中分類	小分類	単位	数量	備考
２４ヶ月定期 点検整備	点検	法定点検 車検登録手続き含む	式	1	
	整備	エンジンオイル交換	式	1	
		オイルエレメント交換	式	1	

6. 契約変更

点検の結果、５．点検整備内容に掲げる項目以外で、車両の安全運行に支障のある整備箇所が発見された場合は別途協議することとし、当局が必要があると認めた場合は使用内容を変更した上で実施するものとする。この場合において、請負代金、履行期間に変更が必要な場合は協議し契約変更を行う。

7. 検査

本仕様書に従い点検整備が実施され、必要書類等の提出がされたことの確認をもって検査とする。

8. 支払条件

給付の完了の確認又は検査を終了した後、適法な支払請求書を受領した日から 30 日以内に、支払請求書記載の銀行口座へ振込みによる方法により支払う。

9. その他

本仕様書に定めのない事項、または点検整備実施上で疑義が生じた場合は、別途当局係員と協議するものとする。